

令和元年度答申第33号
令和元年9月9日

諮問番号 令和元年度諮問第29号（令和元年7月31日諮問）
審査庁 国土交通大臣
事件名 道路法47条の4第1項に基づく措置命令に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「処分庁」という。）が、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、車両制限令（昭和36年政令第265号）で定める車両の総重量の最高限度を超えた車両を通行させたとして、道路法（昭和27年法律第180号）47条の4第1項の規定に基づき、法定速度を遵守し、可能な限り低速で走行の上、減載場所まで移動し、当該車両の総重量を車両制限令に規定する最高限度以下にする等の措置を講ずることを命じた（以下「本件処分」という。）ことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- （1）道路法47条2項は、車両制限令で定める総重量等の最高限度を超える車両（以下「特殊車両」という。）は、道路を通行させてはならないと規定している。そして、高速自動車国道を通行するタンク型のセミトレーラ連結車であって最遠軸距が10メートル以上11メートル未満のものにつ

いては、その総重量の最高限度は27トンとされている（車両制限令3条2項、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）1条の2）。

一方、道路管理者は、車両の構造又は積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間等について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を付して、特殊車両の通行を許可することができる（道路法47条の2第1項）。そして、当該許可を受けた者は、許可に係る通行中、許可に係る許可証を当該特殊車両に備え付けていなければならない（同条6項）。

- (2) 道路法47条の4第1項は、道路管理者は、道路法47条2項の規定に違反し、又は特殊車両の通行の許可に付した条件に違反して車両を通行させている者に対し、当該車両の通行の中止、総重量の軽減、徐行その他通行の方法について、道路の構造の保全又は交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずる（以下「措置命令」という。）ことができると規定している。そして、処分庁は、高速道路の道路管理者（国土交通大臣）に代わって、当該措置命令を行うものとされている（道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号。平成30年法律第6号による改正前のもの）8条1項28号）。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) A地方整備局長は、平成29年6月30日付けで、審査請求人の申請に基づき、自動車登録番号「a」のトラクタ及び自動車登録番号「b」のトレーラ（以下「本件車両」という。）のほかトラクタ5台及びトレーラ5台の連結車につき、同年7月1日から平成31年6月30日までの間、50経路についてその総重量を車両制限令で定める最高限度（27トン）を超える39.150トンで通行させる許可をし、これに係る許可証（平成29年6月30日付け番号c。以下「本件許可証」という。）を審査請求人に交付した。

（特殊車両通行許可証）

- (2) B高速道路株式会社（以下「B会社」という。）が、平成30年8月21日午前11時14分頃、高速自動車国道C自動車道下りD料金所（以下「本件料金所」という。）において本件車両の総重量を計測した結果、車

両制限令で定める最高限度（27トン）を超える総重量38.700トンであった（以下、当該取締りを「本件取締り」という。）。

B会社の係員が、本件車両の運転手（以下「本件運転手」という。）に対し、本件車両の通行に係る許可証を提示するよう求めたところ、本件運転手が提示した複数の許可証は、本件料金所が通行経路に含まれていないなど、いずれも有効な許可証として取り扱うことができないものであった。なお、少なくともB会社の係員は本件運転手の所属会社（審査請求人）の担当者に電話で違反の連絡を行った。

そこで、処分庁は、審査請求人は、本件車両が本件料金所（取締場所）を通行できる許可を受けていないとして（平成30年8月21日付け措置命令書第d号には、「今回、許可無効として取扱った理由」欄の「通行経路違反」に印が付されている。）、本件車両について、許可を受けていないにもかかわらず、車両制限令で定める総重量の最高限度を超えて通行させていると判断し、道路法47条2項違反（車両制限令違反）に該当するとして、本件運転手に対し、法定速度を遵守し、可能な限り低速で走行の上、E1インターチェンジから流出して減載場所まで移動し、当該車両の諸元を車両制限令に規定する制限値以下にする措置を講ずること、あわせて、当該措置を履行したことを証明する写真等を提出することを命じた（本件処分）。

（措置命令書、通行指示書、重量測定カード、弁明書）

- (3) 審査請求人は、本件処分を受けた同日である平成30年8月21日付けで、処分庁に対し、同日午後3時頃に減載場所（F工場）において積荷の軽減を実施し、本件車両の総重量を車両制限令に規定する制限値以下の14.940トンにする措置を履行したことについて、履行したことを証明する写真を添付して報告した。

（措置命令の履行報告について）

- (4) 審査請求人は、平成30年11月5日、本件処分の取消しを求めて本件審査請求をするとともに、本件処分の執行停止を申し立てた。

（審査請求書）

- (5) 審査庁は、平成30年11月22日付けで、審査請求人に対し、本件処分の執行停止の申立てには理由がないとして、執行停止をしないことを決定した旨を通知した。

（執行停止申立てに対する決定について（通知））

- (6) 審査庁は、令和元年7月31日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 本件運転手は、不注意により本件車両に本件許可証を携帯していなかったが、本件運転手が予定していた通行経路（G火力発電所を出発地とし、HインターチェンジでO自動車道に流入し、各ジャンクション（I、J、K及びL）を經由してE2インターチェンジでC自動車道を流出し、F工場を目的地とする通行経路。以下「本件通行経路」という。）は、本件許可証に添付した通行経路（M火力発電所を出発地とし、NインターチェンジでO自動車道に流入し、各ジャンクション（R、S、T、U、V、K及びL）を經由してE3インターチェンジでC自動車道を流出し、F工場を目的地とする通行経路。以下「通行経路番号4」という。）に合致している。

本件車両は、本件許可証に記載された通行経路（通行経路番号4）に従って運行されていたから、審査請求人は、道路法47条2項（車両制限令違反）に違反していないし、本件許可証に付された条件に違反して通行させていたわけでもない。審査請求人が違反した条項は、道路法47条の2第6項（許可証不携帯）であって、違反条項を道路法47条2項（車両制限令違反）とした本件処分は違法である。

国土交通省は、許可証不携帯の場合、電話等により当該許可の通行条件を確認できないときは、無許可と同様の扱いとするよう各道路管理者に通知しているが、不当な処分を招きかねない曖昧な定めであって、法令において許可証の不携帯は無許可とみなすと定められていない以上、可能な限り許可の有無について確認の努力をすべきであり、安易に許可申請手続きがされていない車両と判断してはならない。違法でない特殊車両を通行させている者に対し、有効な許可証があるかどうかを確認するという、履践することが容易な処置を省略して措置命令をすべきではなく、B会社の係員は電話等により本件許可証の通行条件を確認することを全くしていないから、本件処分は違法又は不当である。

- (2) ETCの利用を前提とした大口・多頻度割引制度においては、措置命令A（法定速度を遵守し可能な限り低速で走行の上、指定場所から流出すること）、同B（法定速度を遵守し可能な限り低速で走行の上、指定場所ま

で移動し車両の諸元を車両制限令で定める制限値以下にすること）又は同C（法定速度を遵守し可能な限り低速で走行の上、指定場所まで移動し、新たに許可を受けるまでの間、当該車両を停止すること）の措置命令の種類に応じて違反点数が加算され、その累積違反点数に応じて一部割引停止、一部利用停止等の措置が講じられる。

本件処分により、審査請求人は、措置命令Bを受けたため、違反点数15点を加算されたが、調査した結果、本件と類似の許可証不携帯事案において、措置命令Aを受け違反点数5点とされたものがあることを確認した。当該事案は、処分対象者が許可申請中にとどまっていたにもかかわらず、申請番号の確認を経て「許可証無し（不携帯）」を理由として措置命令Aとされている。審査請求人は、通行許可を受けていて許可証が不携帯であったにもかかわらず、無許可を理由として措置命令Bとされたのであり、当該事案との均衡を失っているから、本件処分は違法又は不当である。

- (3) 本件処分は大口・多頻度割引停止措置等と一体となっており、審査請求人は、違反点数が累積する2年間にわたって一部割引停止等の措置が適用されるリスクが高い状態に置かれ、リスクが現実化した場合、経済的な打撃を受けることになる。

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の諮問に係る判断は、審理員の意見と異ならないとしているところ、審理員の意見の概要は以下のとおりである。

1 審査請求の利益について

本件処分は、措置命令の内容の履行により目的を達成し、その法的効果は消滅するものである。

しかし、処分庁は、「道路法第47条の4に係る行政処分等の基準について」（平成27年3月23日付け理事長決定。以下「処分庁処分基準」という。）において、常習的に、道路法47条2項の規定に違反し、又は通行許可に付された条件に違反して特殊車両を通行させた場合に、許可の取消処分を行うことを規定している。また、「車両の通行の制限について」（昭和53年12月1日付け建設省道交発第96号。以下「国交省通知」という。処分庁はこれによることを明らかにしている。）において、通行の許可の取消事由に該当する場合、通行の許可をした道路管理者（本件ではA地方整備局長）に対し、通行の許可の取消しを行うべき事案として当該違反の事実等を通知するものとされている。したがって、本件の違反の事実は、処分庁にお

いて、許可の取消事由となる違反の常習性を判断するに当たり考慮されることが見込まれ、処分庁において、本件処分に係る違反を含め常習違反（通行許可取消事由）に該当すると判断した場合には、国交省通知に基づき、A地方整備局長に対し通知がされ、当該通知を受けたA地方整備局長において、本件の許可の取消処分を行うことが見込まれるところである。

したがって、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて審査請求をする法律上の利益を有すると解する。

2 本件処分の適法性及び妥当性について

(1) 本件取締時における通行許可の確認作業について、道路法47条の2第6項により通行者に許可証の携帯が義務付けられていることから、運転手により有効な許可証が提示されるか否かにより、許可証の有無が判断される所、本件運転手に対する確認の経緯（所持している全ての許可証を提示させた上で、有効な許可証が無いことを確認し、重ねて口頭でもその他の許可証の所持について確認し、所持していないことを確認した。）について、特段不当な点は見当たらない。また、本件運転手の所属会社の担当者が、B会社の係員から電話による違反事実等の連絡を受けた以上、その際に審査請求人側に何らかの主張を行う機会がなかったなどということもできないから、当該担当者に通行許可の有無の質問等を行わなかったとしても、そのことをもって、本件取締りにおける確認が不十分であったとか、本件処分が違法又は不当であったとまではいえない。

許可証不携帯の場合、道路管理者において当該通行許可の通行条件等を確認できないときには無許可と同様の扱いとすることとした国土交通省から各道路管理者宛ての通知について、当該規定それ自体が、道路法の趣旨に反し違法であるとはいえず、また、当該規定を踏まえ、実際には通行許可を受けている場合であっても、取締現場で有効な許可証が確認できないときに道路法47条2項違反として措置命令の対象とすることについては、当該取扱いを受けたことのみをもって直ちに当該措置命令が違法又は不当となるものではない。

さらに、本件処分は、法定速度を遵守し可能な限り低速で走行の上、減載場所まで移動し、本件車両の総重量を車両制限令で定める最高限度以下にすることとの内容であり、その違反内容の程度に照らし、特段不合理な点は認められない。

(2) 審査請求人は類似事案との処分内容の不均衡を主張するが、両事案はと

もに取締現場で有効な許可証が確認できなかったために無許可車両として措置命令の対象とされたと認められるものの、両事案における処分内容の差は、許可無効として取り扱った理由によるものではなく、それぞれの車両の総重量の実測値に応じて処分庁処分基準に基づき決定されたものと認められるから、審査請求人の主張は採用することができない。

- (3) 大口・多頻度割引停止措置等に係る違反点数の加算は、B会社を含む高速道路株式会社が、ETCの利用を前提とした大口・多頻度割引制度のために発行する「ETCコーポレートカード」の利用約款に基づき行う措置であり、当該規定により反射的に生じるものにすぎないから、本件処分の適法性又は妥当性を左右するものではない。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和元年7月31日、審査庁から諮問を受け、同年8月28日及び同年9月6日の計2回、調査審議を行った。

1 審理員の審理手続について

当審査会に提出された主張書面及び資料によれば、本件審査請求に関する審理員の審理の経過は、以下のとおりである。

平成30年11月5日	本件審査請求の受付（審査庁）
同月22日	国土交通省道路局道路交通管理課企画専門官のPを審理員に指名（審査庁）
同年12月14日	弁明書の受付
平成31年1月29日	反論書の受付
令和元年7月4日	人事異動のため、平成30年11月22日付けで行った審理員の指名を取り消し、新たな審理員として国土交通省道路局道路交通管理課企画専門官のQを指名（審査庁）
令和元年7月23日付け	審理関係人に対し、審理を終結した旨並びに審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定時期が同月30日である旨を通知
同日付け	審理員意見書及び事件記録を提出

以上の審理員の審理手続について、特段違法又は不当と認められる点はない。

2 本件処分の適法性及び妥当性について

- (1) 審査請求人は、本件運転手は本件車両に本件許可証を携帯していなかつ

たものの、本件車両は本件許可証に記載された通行経路（通行経路番号4）に従って運行されていたから、審査請求人が違反した条項は道路法47条の2第6項（許可証不携帯）であって、違反条項を道路法47条2項（車両制限令違反）とした本件処分は違法であると主張している。

- (2) そこで検討すると、道路法は、「第47条第2項の規定に違反し」て「車両を通行させている者」に対し、当該車両の通行の中止、総重量の軽減、徐行その他通行の方法について、道路の構造の保全又は交通の危険防止のための措置命令をすることができる」と規定しており（47条の4第1項）、措置命令に係る通行の方法ごとに具体的な要件が定められているものではない。そして、道路法47条2項違反が確認された現場において即時に発せられることが求められるという措置命令の性質にも鑑みれば、同項違反の事実が認められる場合の措置命令の内容のみならず、同項違反の事実の確認の方法及びその認定についても、道路管理者（措置命令を代行する処分庁を含む。）の道路の維持、修繕、交通の安全の確保などの道路の管理に関する知見を踏まえ、取締りの実情に応じた合理的な裁量に委ねられていると解するのが相当である。

これを本件についてみると、本件取締りにおいて、本件運転手は、B会社の係員から本件車両の通行に係る許可証の提示を求められたのに対し、総重量が38.700トン以上の特殊車両の通行を認める有効な許可証を提示することができなかった（上記第1の2（2））。そして、そのことについて、審査関係人に争いはない。そうすると、取締現場において、有効な許可証が提示されなかった以上、処分庁が、審査請求人は道路法47条2項の規定に違反して特殊車両を通行させている者に当たるとして、これに対し措置命令をすることはやむを得ないと認められる。また、その内容は、法定速度を遵守し、可能な限り低速で走行の上、E1インターチェンジから流出し、減載場所まで移動し、車両制限令に規定する制限値以下にする措置を講ずること、あわせて、当該措置を履行したことを証明する写真等を提出することを命ずるものであって、以上の処分庁の判断は、違反の内容、程度等に照らして、これが処分庁の裁量権の濫用、逸脱や不適切な行使に当たるとすることはできず、本件処分に違法又は不当な点はない。

審査請求人は、上記（1）のとおり主張しているが、本件運転手が予定していたと主張する本件通行経路と本件許可証に記載された通行経路番号

4は合致していないというほかなく（審査庁も同様に主張している（令和元年8月26日付け審査庁の補充の主張書面）。）、当審査会の上記判断を左右するものではない。

- (3) 審査請求人は、本件処分は類似の事案と均衡を失っており、違法又は不当であると主張するが、処分庁処分基準によれば、連結車（2軸牽引車）の総重量の計測値が37トン以下の場合には措置命令Aと、37トン超の場合で車両の諸元を軽減することが可能なときは措置命令Bとするものとされており、本件処分及び類似の事案は、当該処分庁処分基準に即して、計測値に応じて適切に措置命令が決定されたことが認められ、この処分基準は、前述のとおり処分庁の合理的な裁量に委ねられているもので、その内容に特に不合理な点はなく、審査請求人の主張は採用することができない。
- (4) 審査請求人は、本件処分により大口・多頻度割引停止措置等において違反点数15点が加算されたことを本件処分の取消しの理由として主張しているが、審査請求人の主張する違反点数の加点は、本件処分自体によって生じるものではなく、B会社を含む高速道路株式会社が大口・多頻度割引制度のために発行する「ETCコーポレートカード」の利用約款において、高速道路株式会社が管理する道路において車両制限令に違反した場合に点数を付され、これが一定の累積点数に達したときは、当該カードの一部について割引を停止する旨規定されており、これが適用されることにより生じるものとみるほかはなく、このことによって本件処分の適法性又は妥当性が左右されるものではない。したがって、審査請求人の主張は採用することができない。

3 まとめ

以上によれば、本件処分は違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	戸	塚	誠	
委	員	佐	脇	敦	子
委	員	中	原	茂	樹